おおた社会福祉士会会報

第71号 2013年9月27日発行

発 行:おおた社会福祉士会事務局

責任者:田端千英

連絡先: 〒146-0082 東京都大田区池上7-13-14

電話·FAX 03-6410-6051

E-MAIL otachikukai@gmail.com

(メール配信への切り替えをご希望される方は、「お名前」と「メール配信希望」の旨をこちらまでお願いします。)



9月定例会報告 大田区障害者権利条例案を作ってしまう会について 吉田悠吾

9月18日(水)19時、消費者生活センターにおいて"大田区障害者権利条例案を作ってしまう会"代表中村和利さんをお招きし、会の活動内容や障害の社会モデルについてお話頂きました。中村さんはNPO法人風雷社中の代表でもあります。

中村さんより会の代表は障害当事者がなるべきであり暫定代表であるという説明が冒頭ありました。以下、 当日の記録です。

現在の障害者施策は、家族介護で補いきれない部分をフォローする施し の施策であり。声の強い団体の要望に応えたいびつな制度になっている。 本来、障害者が獲得される権利は明確に存在していて、それにあわせ た形の施策がとられるべきである。

そんな議論の中、障害者権利条約が、2006年12月13日に第61回国連総会において採択されました。日本政府の署名は、2007年9月28日ですが



2013 年 9 月現在批准はしていない。近々批准するに辺り、住民サービスを提供する自治体はどう障害者の権利を担保していくべきなのか議論していこうというのが会の設立趣旨である。先行して権利条例を作った 八王子市の条例をそのまま大田区にということは考えていない。住民も交えたうえで共同学習を通じて案に 近づいていく過程が大切であると考えている。

障害者権利条約は障害者に特別な権利を与えるものではない。他の人と同じ権利が与えられるということが 書かれて、障害者当事者が作っているというのが特徴的である。

条約の大切なところをふれておく。障害について身体のどこかの機能不全で障害者と捉えるのではなく、その社会環境(階段や段差など)により社会参加に制限を受ける人を障害者と捉える。この考え方を障害の社会モデルという。日本は障害を治す、訓練するといういわゆる医学モデルの考え方である。

条約を意識した変化もある。障害児となったとたんに特別支援学級だったが、近ごろ普通学級と選択できる 学校も増えている。しかし、それは社会モデルに基づいた合理的配慮ではなく折衷案である。本来、障害の 有無に関わらず全ての子供が地域の学校に通うべきで、そこに通うことがどうしても難しい場合、特別支援 学級を選択することもできるという考え方が社会モデルに基づいた合理的配慮なのではないか。

社会モデルの視点を磨く研修を行う予定もある。

中村さんからその他、障害者権利条例の各自治体の取り組み状況、風雷社中の障害者支援の現場についても 話頂きました。最後に、支援者不足により支援を必要とする方々のニーズに応えられない現状について"大 田区の真ん中で支援者不足を叫ぶ。"というフェイスブックページで発信を続けているという案内がありま した。

おおた社会福祉士会では大田区障害者権利条例案を作ってしまう会の設立当初から関わっており、今後の学習会へ会員の参加を続ける予定です。

以上

児童養護施設「暁星学園」見学報告 権利擁護チーム 吉田悠吾

平成25年9月11日、児童の権利擁護ついて理解を深めることを目的に、児童養護施設暁星学園の見学に 権利擁護チームのメンバー中心に6名(飯島、生駒、髙山、中村、森永、吉田)で参加しました。

児童養護施設暁星学園は児童養護施設の施設児のための職業訓練校としてスタートし、その後、職業訓練のニーズが時代とともに少なくなったこともあり宿舎を児童養護施設として認可を受けたという経緯があります。よって業界では職業訓練校のイメージが強いようです。

入居者の特徴は高齢児と呼ばれる中学生と高校生を 対象としていることです。4階建の建物に2階が男 性3名、女性3名のユニットケアフロア、3階男性9名、



4 階男性 9 名の合計 24 名。それに分園である都型グループホームのほきまホーム 6 名、国型グループホームのうめだホーム 6 名の合計 36 名が総定員です。施設もよりきめ細やかなケアが必要ということでグループケアが実施されているというのが印象的でした。

入居者は高齢児を対象としているということで、他の児童養護施設で対応困難となった不適応児が措置変更となり入所してくるケースが8割ぐらいあり、施設を転々としてきた児童の最後の受け皿であることを強調されていました。

女の子は性的な虐待を受けたケースが多く、自傷行為や暴力行為など医療保護入院や措置入院のケースもあり、ケースによっては警察の介入もあると苦慮している様子が伺えました。虐待のケースは本人が児童相談所にかけこんでくるケースもあるとのことです。

施設ではそんな状況にある児童を就労できるように育てることを目標としていて、定時制の学校に通いなが ら日中はアルバイトをしている児童が多いようです。その他、特別支援学級に通っている児童が8名いると のことです。

支援内容について、虐待を受けたケースなどで心に傷をもっている児童が多く、ケアワーカーだけではなく、 医師や心理士、ソーシャルワーカーなど他職種が連携して児童を支援していく体制(専門機能強化型)があ り、児童本人、保護者の意向及び、関係者からの意見のもと作られた児童自立支援計画に基づきサービス提 供を行っているとのことです。 以下、施設管理者の小野寺さんへの質疑応答の内容です。

≪入居者の親権について≫

- ・入居している児童は全て親に親権があり、親権がはく奪されるケースとしては施設入居が適当にもかかわらず親が施設入居を承諾しないケースで、その場合、後見人をつけることが考えられる。
- ・児童養護施設を 18 歳退去後、20 歳になるまでの未成年の問題について、措置延長で対応している。20 歳になった時点で退去する児童が殆ど。退去後は親のもとに戻るケースもあるが虐待を受けた児童とその親との関係修復は難しい。

≪課題について≫

- ・施設はサービスを提供する側であり、サービスの質を高めて利用者満足を高めなければならない。その為 に第三者評価の機会を大切にしている。
- ・児童養護施設内における児童に対する職員の虐待が問題になった時期があるが、今は入居している児童の暴力が問題になっている。職員の心理的負担も大きくバーンアウトを防ぐ精神的サポートが不可欠である。 その他、義務教育を修了した者で児童養護施設や児童自立支援施設を退所した者が社会に出るための自立援助ホームも見学させていただきました。

【施設見学を終えて】

児童養護施設には虐待経験のある児童、何らかの障害のある児童が入居している。児童が抱えている身体的や心理的な様々な課題に対し、施設現場では支援方法を模索している現状が明らかになった。時間的に施設内では児童を見ることはなかったが、完全個室でプライバシーが保たれた状況にあることが確認できた。児童がすぐ手にできる廊下の目立つ場所に、弁護士会に相談できる葉書が設置されており、おおた社会福祉士会として児童の権利を守る活動が何かできないか考えさせられた。

少子化に伴い児童が減り続けているにも関わらず児童相談所への相談件数・児童養護施設へ入居希望する 児童が増えている現状に日本の抱える大きな問題を垣間見た気がした。核家族化が進み地域の子育て力が失 われている今、親と子の閉ざされた空間に、若年者の貧困問題、格差の問題などが複雑に重なり虐待の問題 が膨れ上がっているのではないだろうか。児童養護施設の存在は当然必要だが、虐待する環境を作っている 社会が変わらない限り児童養護施設はいくらあっても足りない。

リレーエッセイ

高野 仁

リレーエッセイは2度目の登場です。前回何を書いたか忘れましたが、その頃の福祉士会とは大きく様変わりしました。集う目的が勉強からアクションになりました。新しい顔ぶれが生き生きと活動する姿を嬉しく思う一方、脱落しかかっている自分を歯がゆく思う昨今です。

私は大田区の「心理」で、大田区立こども発達センターわかばの家に勤めております。入庁22年目ですが、そのうち16年がわかばの家勤務です。公務員というよりも、障害児療育の専門家というプライドを持って過ごしています。それを言い訳にして、福祉士会の活動が中途半端なことを、苦にせずに済んできました。ところが、私の仕事は民間委託並びに非常勤化で減少し、おそらく次の異動では畑違いの仕事に就くでしょう。安定した収入を優先するのか、造り甲斐を追求するのか、50歳を過ぎて自分探しをしている次第です。

地元の青少年対策地区委員会などあれこれ首を突っ込んでいる中で、最近はまっているのが「おおた獅子舞クラブ」です。娘たちには琉球獅子舞やエイサーを習わせ、沖縄好きの親父たちは地元で三線教室を開い

たり、毎年沖縄県読谷村に通って交流したり。沖縄といえば「ゆいまーる」という互助の精神が残る土地。 実家の佐渡市小比叡集落では過疎・高齢化のため破綻してしまった、地域住民の熱い想いが感じられます。 マイナーなグループですが、飲んで、妄想を語り合い、時々実現させ、たった一人の人間の笑顔が励みになり、実に居心地が良いのです。私の所属する「地域福祉チーム」の活動にも通じるかも知れません。

今年度になって、私にとってのおおた社会福祉士会の活動は、「やらねばならない」ストレスを伴うものになっています。早く順応して、「やってみたい」ことが見つかると良いと思います。私と同じように活動から足が遠のきかかっている方、懇親会だけでも出てきてください。顔さえ合わせていれば、いつか良いことも生まれるでしょう。

8月定例会報告 ケアマネジメントチーム 生駒 友一

平成25 年4 月、障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、三障害に難病も加わりました。高齢者分野である介護保険制度との関係性や、医療費助成等の知識を深め総合的な相談支援ができるように、平成25年8月21日(水)の定例会では「障害福祉のあらましと今後について」というテーマで大田区福祉部障害者福祉課のご担当者より、ご講義いただきました。

ケアマネジメントチームには、在宅医療連携室の相談員も参加しており、高齢者・障害者のサービス分野と在宅医療との連携を目指した学習会を重ねていきたいと思っています。 是非、定例会にご参加ください。

おおた社会福祉士会 20 周年式典のお知らせ

おおた社会福祉士会会長 田端千英

平成6年8月1日に大田区在勤在住の社会福祉士有志によって発足されましたおおた社 会福祉士会が20周年を迎えました。

初代会長はじめ発足当時の会員の方々、20 年のあゆみを支えてくださった会員の皆様、 そして更なる発展を担うこれからの会員の皆様の誘致を祈念して、20 周年式典を開催させていただきます。

ふるってご参加いただきますようお願い申し上げます。

日 時: 平成 26 年 2 月 1 日 (土) 14:00~

場 所:大田区民ホールアプリコ 地下1階展示室

※詳しくは後日、発送にてお知らせさせていただきます。

※ 定例会のお知らせ

10月16日(水)19:00~(於:消費者センター 担当;地域福祉チーム)

11月20日(水) 19:00~(於:消費者センター 担当; ケアマネジマネトチーム)

皆様のご参加をお待ちしております。